

**「EU 米国の包括的貿易投資協定（TTIP）」に関わる
交渉進捗状況と交渉を取り巻く課題**

2016 年 12 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EUと米国は、包括的貿易投資協定（TTIP:Transatlantic Trade and Investment Partnership）妥結に向けて、2016年に第12～15回の計4回の交渉ラウンドを実施した（2016年11月現在）。本レポートは、主にEUが公表した資料に基づき、これらの交渉ラウンドの主な動きをまとめるとともに、2016年7月に欧州委が公表した産業分野別の付属書案を含むEU側の提案の概要と、一部産業については産業界の反応を併せて紹介する。また、一部市民の自由貿易に対する不信感に端を発するTTIP懐疑論や、英国のEU離脱など、TTIP交渉を取り巻く課題についても、公開情報に基づいて取りまとめた。

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

目 次

I. TTIP 交渉の経緯	1
1. これまでの交渉の流れ	1
2. 2016 年中の交渉の概要	2
(1) 第 12 回交渉ラウンド (2016 年 2 月 22～26 日、ブリュッセル)	2
(2) 第 13 回交渉ラウンド (2016 年 4 月 25～29 日、ニューヨーク)	3
(3) 第 14 回交渉ラウンド (2016 年 7 月 11～15 日、ブリュッセル)	3
(4) 第 15 回交渉ラウンド (2016 年 10 月 3～7 日、ニューヨーク)	4
II. EU 側の提案と産業界の反応	6
1. 交渉の各分野の目標と課題	6
(1) 市場アクセス	6
(2) 規制協力.....	6
(3) ルール	7
2. EU の提案と産業界の反応.....	8
(1) 金融サービス	8
(2) 化学品	9
(3) 化粧品	10
(4) エンジニアリング	10
(5) 繊維.....	11
(6) 自動車.....	11
III. TTIP に関する調査と交渉を取り巻く課題	13
1. TTIP に関する調査研究.....	13
(1) EU と米国の規制協力に関する調査報告書.....	13
(2) TTIP の持続可能性に関する影響評価.....	14
2. 一部の EU 加盟国の TTIP 懐疑論とその波紋.....	16
3. 英国の EU 離脱 (BREXIT)	19
4. 米国の 2016 年大統領選挙の結果.....	20

図表目次

表 1 : TTIP のこれまでの交渉日程 (第 1 回～第 15 回)	1
表 2 : 「野心的な協定シナリオ」に基づく TTTIP の EU の産業への影響 (一部)	15
表 3 : 「野心的な協定シナリオ」に基づく TTTIP の米国の産業への影響 (一部)	15

I. TTIP 交渉の経緯

1. これまでの交渉の流れ

TTIP の交渉は 2013 年 7 月に始まり、2016 年 11 月までに 15 回の交渉ラウンド（会合）が行われた。これまでの交渉日程は表 1 に示す通り。

表 1：TTIP のこれまでの交渉日程（第 1 回～第 15 回）

	時期・場所	
第 1 回交渉	2013 年 7 月 8～12 日	ワシントン D.C.
第 2 回交渉	2013 年 11 月 11～15 日	ブリュッセル
第 3 回交渉	2013 年 12 月 16～20 日	ワシントン D.C.
第 4 回交渉	2014 年 3 月 10～14 日	ブリュッセル
第 5 回交渉	2014 年 5 月 19～23 日	アーリントン（バージニア州）
第 6 回交渉	2014 年 7 月 14～18 日	ブリュッセル
第 7 回交渉	2014 年 9 月 29 日～10 月 3 日	ワシントン D.C.
第 8 回交渉	2015 年 2 月 2～7 日	ブリュッセル
第 9 回交渉	2015 年 4 月 20～24 日	ニューヨーク
第 10 回交渉	2015 年 7 月 13～17 日	ブリュッセル
第 11 回交渉	2015 年 10 月 19～23 日	マイアミ（フロリダ州）
第 12 回交渉	2016 年 2 月 22～26 日	ブリュッセル
第 13 回交渉	2016 年 4 月 25～29 日	ニューヨーク
第 14 回交渉	2016 年 7 月 11～15 日	ブリュッセル
第 15 回交渉	2016 年 10 月 3～7 日	ニューヨーク

直近の交渉ラウンドは、2016 年 10 月 3～7 日にニューヨークで開催された¹。2013 年から 2014 年初めの交渉ラウンドでは、双方は主にそれぞれの見解を明確にするとともに、交渉対象となる分野について、それぞれの目標の概要を示した。それ以降の交渉では、具体的な対象範囲と協定の各章の構成に重点が置かれた。2016 年 11 月現在、EU 側は、多くの交渉分野について交渉の指針となるポジションペーパーを公開するとともに、ほぼ全ての交渉分野についてテキスト案を公表している²。EU と米国の交渉は、双方のテキスト案をまとめた各分野の統合テキストをベースに行われるが、統合テキストの内容は機密事項とされ、一般には公表されていない³。また、一部に、まだ双方のテキスト案が提示されていない分野、テキスト案が一般公開されていない分野も残されている。

¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/october/tradoc_155027.pdf

² ポジションペーパーとテキスト案は以下を参照：
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=943>
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1076>
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230>

³ [http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/580909/EPRS_BRI\(2016\)580909_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/580909/EPRS_BRI(2016)580909_EN.pdf)

2. 2016 年中の交渉の概要

2016年にEUと米国は4回の交渉ラウンドを実施し、規制協力、各産業分野、市場アクセスに関するテキストで進展があった（2016年11月現在）。しかし、公共調達や地理的表示、投資家対国家の紛争解決（ISDS）など非常にセンシティブな分野については、双方の見解には依然として大きな隔たりがある。2016年に実施された交渉ラウンドの主な進捗状況は次の通り。

(1) 第12回交渉ラウンド（2016年2月22～26日、ブリュッセル）⁴

規制協力

EUと米国は、製造業とサービス分野でテキスト案を交換し、EU側が作成した「健全な規制慣行」の章に関する草稿に加えて、貿易の技術的障壁（TBT）や衛生植物検疫措置（SPS）、特定9分野〔自動車、化学品、医薬品、医療機器、化粧品、繊維、情報通信技術（ICT）、エンジニアリング、農薬〕における規制の互換性について協議した。EU側が提示した「健全な規制慣行」に関するテキスト案の双方間の調整に関する条項には、規制立案における透明性や、影響評価、事後評価が盛り込まれた⁵。

ルール

EUと米国の交渉担当者は、従来のISDSメカニズムに代わる投資裁判所制度（ICS）⁶に関するEUの提案について協議した。また、EU側の持続可能な開発に関する提案に対して、米国側も労働と環境に関する提案を示した。競争、税関と貿易円滑化、政府間紛争解決、中小企業についても協議した。

市場アクセス

サービスと関税、公共調達などについて協議した。特に、公共調達では双方が提案を交換し、交渉チームは双方の提案とテキストについて2日半の協議を行った。

この交渉ラウンドで双方は、公式の交渉ラウンドの間に定期的な協議を設けて交渉を加速させることを決めた。さらにEU側は、2016年の夏季休暇前までに協定の全分野について交渉を前進させる意向を強調した。

⁴ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/march/tradoc_154391.pdf

⁵ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/march/tradoc_154380.pdf

⁶ 欧州委は投資裁判所制度を2015年9月に発表、11月に正式に米国側に伝達。

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5651_en.htm

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-6059_en.htm

(2) 第13回交渉ラウンド（2016年4月25～29日、ニューヨーク）⁷

規制協力

双方が提示した、規制協力と健全な規制慣行のテキスト案の協議において前進が見られた。貿易の技術的障壁（TBT）では、特に適合性審査と標準規格を対象に協議するとともに、（TTIPの枠組みで設立が検討されているEU・米国の）TBT委員会の役割や機能に関する提案を協議した。

特定9分野では、EUと米国の双方が医薬品に関する最初のテキスト案を提示した。また、米国側は化粧品と医療機器に関する最初のテキスト案を提示。一方、EU側は繊維に関するテキスト案の骨子を提示し、7月までにテキスト案を提示することを約束した。

ルール

中小企業、及び税関と貿易円滑化における統合テキストの作成で進展が見られた。持続可能な開発では、EUと米国それぞれのテキスト案に基づき、労働と環境、横断的課題について、双方で見解が一致する分野と、見解が分かれる重要課題を明確にした。投資の紛争解決、及び投資の自由化と保護についても協議を実施した。

市場アクセス

工業品と水産品の関税撤廃、及び農産品の関税と非関税障壁に対する提案を協議した。また、原産地規則に関して、双方の見解の相違点について調整を図った。サービスについては、米国側が専門サービスの相互承認の一般的枠組みに関するテキスト案を提示した。公共調達に関する協議では、テキストの統合を開始したが、サービスと公共調達市場へのアクセスでは、依然として大きな隔たりがあった。

同ラウンドでは、第14回交渉ラウンドに向けて、政治的に解決する可能性のある、一部の未解決の問題を決着させるため、全分野でテキストの統合を進めるという目標を定めた。

(3) 第14回交渉ラウンド（2016年7月11～15日、ブリュッセル）⁸

市場アクセス

EU側にとって、引き続き公共調達が協議の重要な課題となった。EU側の提案は、調達手続きにおける透明性や無差別、労働者の権利を保障する必要性を強調。米国の連邦レベルの公共調達手続きや、州、市町村レベルの調達契約について、EUの中小企業などの参加促進に向けた、調達機会に関する情報を提供する透明性のある単一アクセスポイントの重要性を強調した。

⁷ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/may/tradoc_154581.pdf

⁸ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/august/tradoc_154837.pdf

国境を越えたサービス貿易について、EUと米国は、相手側が示した優先課題に対応するそれぞれの提案について情報交換した。また、EU側は、金融サービスに関する提案も示し、双方は同分野における市場アクセスについて技術的協議を開始した。

ルール

貿易と持続可能な開発に関して、労働と環境、横断的課題について協議した。テキスト案の分析を引き続き行い、テキスト案の統合方法に向けた選択肢を明確にした。

また、双方は、「中小企業（SME）」の章の大部分で合意に達したほか、エネルギーと原材料の貿易に関して、EU側が提示したテキスト案について協議した。投資の自由化・保護、及び政府間紛争解決に関するEU側の提案についても協議した。

規制協力

交渉担当者は、すでに双方に共通の見解（commonality）が存在する分野で統合テキストについて協議し、相違を解消する方法を探った。また、ラウンド交渉の間にも取り組みを行う必要があることで合意した。また、EU・米国間の規制協力の枠組みに関するEU側の提案について、初めて見解を交換した。

特定9分野について、EU側は化粧品と繊維、医療機器、エンジニアリングについて附属書案を示し、米国側はICT分野における規制問題のテキスト案を提示した。また、医薬品と自動車に関する、双方のテキストについても協議を実施。化学品については、主にEUのテキスト案について協議した。加えて、農薬に関しては協力が可能な分野について情報交換した。

(4) 第15回交渉ラウンド（2016年10月3～7日、ニューヨーク）⁹

市場アクセス

工業品の関税撤廃に関する交渉の大部分を終了した。それぞれの関税に関する提案について、改善の可能性を協議し、協定の適用と同時に無関税となる品目を拡大し得るか検討した。金融サービスについての協議も行われ、定義と例外、制度（institution）などの条項で、テキストを統合した。また、「公共調達」の章における一部の条項案について、共通点と進展状況を確認した。

規制協力

健全な規制慣行について協議し、規制の計画や影響評価、事後評価、透明性について、それぞれの見解を明確にした。また、TBTについて、双方のテキスト案について協議し、特に透明性や貿易上の懸念の解決、協力と制度に関する条項（TBT委員会）、標準規格、適合性を重点的に協議した。

特定9分野については、EUと米国は医薬品に関する一部の条項について双方のテキスト案の共通点を明確にするとともに、化粧品や医療機器、繊維のテキスト案を検討した。

⁹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/october/tradoc_155027.pdf

また、米国とEUは、エンジニアリングの付属書を、協定全体に対して、特にTBTの章に適合させる方法を検討した。化学品に関するEU側のテキスト案について、長時間、協議し、この中でEU側は、この章を規制協力の付属文書とするか独立した章とするかは、まだ決まっていないことを通知した。

EUと米国は、農薬に関する協力について、どのような目標を設定するかを簡単に検討し、EUは米国に対して条項の草稿を提示するよう求めた。

ルール

貿易と持続可能な開発の協議に1週間をかけ、労働と環境、横断的課題について協議し、双方のテキスト案の統合に向けた作業を継続した。労働については、労働基準や双方の労働者保護レベル、貿易関連の労働問題での協力などに関する条項に関する協議を実施。環境については、双方の国内法における保護レベルや効果的な執行に関する作業を行った。

EUは米国に対して、エネルギーと原材料の貿易に関するテキスト案を提示するよう強く迫った。また、輸出入の独占、通過、輸出入価格の決定を対象とする横断的規定について協議するとともに、再生可能エネルギーとエネルギー効率化での協力に関するEU側の提案についても協議した。

中小企業に関するテキストについては、前文や協力に関する条項、情報共有に関する条項、制度の設定など、すでに大半で合意している。投資ルールについては、双方の政策目的を明確にし、考え方が一致している分野を特定するために、定義や履行要件、損失に対する補償、収用、移転などの条項に重点を置いた協議が実施された。投資紛争解決については、大きな進展はなかった。しかし、政府間紛争解決の章については、条項の約3分の1について合意に達した。金融サービス分野の紛争解決に関する具体的条項と、調停に関するEUの提案についても簡単に協議した。

この交渉ラウンドでは知的財産権についても、国際協定や一般条項、協力などの分野で、統合テキストにおける双方の相違点（**bracket**）の一部が解消された。米国側は、企業機密と中小企業、デザインに関するテキスト案も提示した。しかし、地理的表示については進展がなく、双方ともそれぞれの見解を改めて示すにとどまった。

II. EU側の提案と産業界の反応

1. 交渉の各分野の目標と課題

(1) 市場アクセス

欧州委は、現在、EU・米国間の貿易の半分弱が関税の課税対象となっており、その上、行政による検査などが、商品貿易のコストを引き上げる障壁になっていると指摘¹⁰。2016年4月に公表した資料では、EUは、市場アクセスの次の3主要分野で野心的かつバランスのとれた成果を目指しているとしていた¹¹。

- **関税を含む商品貿易**：EUと米国は、商品と農産物の貿易、及び関連する非関税障壁の課題に関するテキスト案を提示しており、それらを統合する過程にある。EU側は、ワインと蒸留酒についても具体的な提案を行った。
- **サービス**：EUと米国双方がサービス貿易と投資、電子商取引についてテキスト案を提示した。EU側の提案は「TTIPは各国が公共サービスを市民に提供する方法を保護する」とする立場を反映している。
- **公共調達**：双方ともに、WTOの政府調達協定の既存のルールを超える提案を行った。現在は、統合テキストの協議が進められている。ただし、米国側の当初案は、EU側の期待に完全に沿ったものではなかった。

欧州委は、EU・米国間の貿易の関税をほぼ全廃することは、EU企業のコスト節約につながり、需要拡大や雇用創出などの波及効果に加え、双方間の商品貿易の促進も期待されるとしている。しかし、関税の即時撤廃による企業への悪影響が予想される場合には、段階的撤廃、もしくは、部分的な市場開放を目指すとしている。

(2) 規制協力

EU側は、双方の規制当局間の協力強化を通じて、貿易の障壁を撤廃することを目標としている。EU側は、規制協力と健全な規制慣行に関して2015年に当初案を、その後2016年2月に修正案を提示した。この修正案は「公共政策分野の適切な水準を実現し、保護水準を低下・弱体化あるいは妥協させない」枠組みを求めることを明記した¹²。欧州委は、規制協力の具体例として、薬品産業における双方の規制当局による検査の重複の解消や、自動車産業における規制調和などを挙げつつ、規制協力によって、既存の保護水準が引き下げられることがあってはならない

¹⁰ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_152998.1%20Trade%20in%20goods%20and%20customs%20tariffs.pdf

¹¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/april/tradoc_154477.pdf

¹² http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/march/tradoc_154377.pdf

としている。なお、EUのテキスト案は、規制協力の実施監視や、特定の条項の実施などを目的とする「規制協力機関」の設立にも言及している。ただし、一部市民からはこうした機関が、規制立案において、議会や組織、利害関係者の役割を骨抜きにするのではないかという懸念もある¹³。

貿易の技術的障壁（TBT）に関するEUのテキスト案では、貿易の円滑化に向けて技術規制や標準規格、度量衡、適合性審査手続き、認証、市場監視、執行における協力強化が盛り込まれた¹⁴。ただし、双方のテキスト案には、標準策定と適合性審査手続きに関して、依然として隔りがある。また、この分野では、一部市民が、保護水準の低下とEUの規制能力への影響について懸念を示している。欧州委は、TTIPによりEUの諸条約が修正されることはなく、共通の規制はEUと米国が同水準の、互換性のある保護を提供できる分野だけに適応されるとしている¹⁵。

(3) ルール

EUは、二国間・多国間の国際貿易ルールの策定に貢献することを目標に位置付けている¹⁶。

- **中小企業**：双方は2014年3月、中小企業について独立した章を盛り込むことで合意した。EU側は、米国側に対して、関税や租税、諸手続きなど米国への輸出入・投資に必要な情報を提供する、インターネット上の窓口の創設や、中小企業の輸出や海外投資の支援に関する最優良事例（ベストプラクティス）の共有、TTIPの適用について中小企業が意見表明するための委員会の設立を目指している¹⁷。
- **持続可能な開発**：EU側は2015年10月に、TTIPの「持続可能な開発」の章に対する提案を示した。同提案には、労働と環境保護、貿易・投資に関する横断的要素に関する条項が含まれている。この分野でEU側は、労働と環境に関する主要な国際基準と条約を支持することや、高い保護水準を維持すること、貿易による持続可能な開発の促進を目指している。なお、同分野については、労働者保護や気候変動政策の水準を低下させる懸念が一部で指摘されている¹⁸。
- **投資の保護**：投資家が自身の権益を守るため、投資対象権益を所管する国・地域の政府との間に発生した紛争を第三者仲裁機関に付託する権利を認めるISDS条項を巡り、投資保護に関する協議は2013年末から2016年2月にかけて中断されていた。欧州委は2015年9月に、新たに恒常的な2審制の投資裁判所制度（ICS）の設立を提案した。従来のISDS制度については、制度の透明性や効果、正当性については疑問の声が出ていた¹⁹。欧州委は、この制度により政府と外国投資家との紛争に対処する一方で、政府の自国内の規制権限が維持できると述べている²⁰。また、EUと米国にはすでに十分に発

¹³ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153002.1%20RegCo.pdf

¹⁴ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153025.pdf

¹⁵ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153002.1%20RegCo.pdf

¹⁶ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/april/tradoc_154477.pdf

¹⁷ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153017.4%20SMEs%20REV%20151105.pdf

¹⁸ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153013.1%20TSD.pdf

¹⁹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153018.pdf

²⁰ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5651_en.htm

達した司法制度があり、国家と投資家間の紛争を解決するための新たな裁判制度は不要であるとして、仲裁制度を設けるべきではないとの批判もある²¹。

- **知的財産権 (IPR)** : 欧州委によると、EUの知財集約型産業の規模は年約4兆7,000億ユーロに相当し、EUの経済活動の約40%を占めるという。欧州委は、EUと米国のIPRに関する政策は概ね同様の原則に基づいており、TTIPにおいては、イノベーションと創造におけるIPRの役割の認知向上や、新しいアイデアを利用して高品質な製品を利用する個人や企業の保護、研究開発への投資促進の余地があると指摘している。また、センシティブな問題として、米国では、EUの地理的表示(GI)の保護対象となる特定地域の原産地名称を、EUの生産基準を順守することなく利用できる点を挙げている²²。
- **競争** : EU側は、競争法の執行における効果的な米国との協力関係を構築し、国有企業の独占や特権による民間企業に対する不利益の排除を目標としている。TTIPによるEUの公共サービスの弱体化が懸念されていたが、欧州委は公共サービスは引き続きEUの法的枠組みで保護されるため、弱体化しないとしている²³。

2. EUの提案と産業界の反応

欧州委は2016年7月に、一部産業分野について、TTIPの付属書案を公開した。以下に、これら付属書案の情報も含めて、EUの提案と、産業界が見解を示している場合は、その反応をまとめた。

(1) 金融サービス

EUは、TTIPにおいて金融サービスの規制協力の枠組みを確立することを目指している。ただし、その目標は、TTIP交渉とは別に議論すべきとし、国際基準の内容を決定することではなく、将来の危機を未然に防げるように、EUと米国のルールが同時に機能するように、双方間の制度的な枠組みを創設することにある。欧州委は、当分野における規制協力の原則として、次の4点を挙げている²⁴。

- 規制と監視に関する国際的に合意した基準の、適時かつ一貫した実施
- EU・米国間の金融サービスの提供に影響を与える、新たな金融分野における措置に関する相互協議
- 既存のルールが貿易にとって不必要な障壁となっていないか、共同で検査を実施
- EUと米国のそれぞれが管轄するルールが結果として同等であることの評価

²¹ <https://www.etuc.org/documents/etuc-position-transatlantic-trade-and-investment-partnership#.WDRkYNWLS70>

²² http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153020.7%20IPR,%20GIs%202.pdf

²³ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153019.6%20Competition%20SoE%20Subsidies%20merged.pdf

²⁴ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/january/tradoc_152101.pdf

なお、欧州議会の調査部門が2015年6月に発表した分析では、米国は、金融分野における国内の規制改革プロセスを遅らせる可能性があるとして、TTIPの枠組みにおける規制協力の深化に“乗り気でない”という²⁵。

(2) 化学品

欧州委は化学品の規制協力において、EUと米国の規制の違いによって生じる不必要なコストを極小化する一方、健康と環境に関するEUの保護基準を維持することを目標に位置付けている。そのため、既存の枠組みにおける双方の規制当局の協力を改善するメカニズムの確立と、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」など、関連する国際標準の利用促進、新たな科学的課題に関する情報交換に関する合意を目指している²⁶。欧州委が2016年7月に公表した付属書案には、GHSのできる限り包括的な適用や、双方の規制当局が短中期の優先事項を定める共同の規制協力作業計画を策定することも盛り込まれた²⁷。

欧州化学工業連盟（CEFIC）は2015年9月に、この問題に関する見解を示すポジションペーパーを提示していた。ジェトロの調査委託先によるCEFICへのヒアリングによると、同連盟は欧州委がテキスト案を公表した後も見解を変えておらず、同テキスト案と、化学品に関するEUと米国の規制のさらなる取れんを支持しているという。なお、CEFICは2015年9月のポジションペーパーで、以下の点を優先事項としていた²⁸。

- **化学品の分類と表示における整合性の促進**：CEFICは、GHSの実施において、EUと米国の規制当局が規制の取れんに取り組み得ると指摘した。化学品の分類に関するEUと米国の協力の強化は、GHS分類された化学品のグローバル・リストの優れた基盤となるとしている。また、企業にとっては、化学品の安全データシートや表示における負担の削減となる。
- **優先する化学物質の評価と評価方法における協力**：CEFICは、化学品の評価での協力を一段と強化し得ると指摘した。米国とEU加盟国による評価を共有することで、作業の重複を回避し、当局による検査と承認を加速できるとしている。規制当局の負担軽減となるほか、新製品の市場流通が早まるため、化学業界や川下の顧客にも恩恵をもたらす。
- **規制当局間の情報共有、知的財産権と企業秘密（CBI）の保護**：CEFICは、安全情報に関する情報交換について、IUCLID（国際統一化学情報データベース）のような共通のデータ様式に合意することにより、より容易にデータを共有できるようになるとしている。

²⁵http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/559494/EPRS_IDA%282015%29559494_EN.pdf

²⁶http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153005.pdf

²⁷http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154795.pdf

²⁸<http://www.cefic.org/Documents/RESOURCES/PositionPapers/Regulatory-co-operation-and-chemicals-in-TTIP-Cefic-position-September2015.pdf>

(3) 化粧品

EU側は、主に次の点を化粧品に関する規制協力の目標としている²⁹。

- 科学的安全性の審査に関する協力の緊密化。
- 動物実験に代わる試験方法の開発と、動物実験の世界的な段階的撤廃の推進に向けた合意
- EUですでに承認されている紫外線（UV）フィルターの米国での承認促進に向けた規制当局間の技術的協力の改善
- 国際的な慣行に基づく表示への取り組み
- アレルゲンの表示や市場監視など新分野における協力

EU側が2014年5月に公表した最初のポジションペーパーでは、承認された物質の「相互承認」を明確に求めていたが、2016年7月に公開されたテキスト案では修正され、科学的安全性の審査における協力が主眼に据えられている³⁰。相互承認がEU市場における安全基準を引き下げるリスクを回避するためと考えられる。

(4) エンジニアリング

欧州委は、エンジニアリング製品の輸出入の促進や、技術的要件と検査方法の整合性の改善に向けた、EUと米国の規制当局の協力促進を目標に位置付けている。特に、国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）などの標準規格を通じて、米国規制に適合することを目指している³¹。また、EUは、エンジニアリングに関する付属書案において、特に次の分野について緊密な協力を求めている³²。

- a) 機械・電気の安全性
- b) 安全標識やラベルなど、マーキング要件
- c) オフロード輸送機械（non-road mobile machinery）からの排出ガス
- d) エネルギー効率
- e) 機械で用いられる食品接触素材
- f) 電磁両立性
- g) 機械の相互運用性

ジェトロの調査委託先による欧州機械・電気・電子・金属産業連合会（ORGALIME）へのヒアリングによると、同団体はエンジニアリングに関する付属文書を最終協定に盛り込むよう求めており、全ての関連規制当局間での協力メカニズムを確立することを目指す欧州委の姿勢を歓迎している。ORGALIMEは標準規格について、規制当局などによる透明性のある国際的な標

²⁹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153006.4.2%20Cosmetics.pdf

³⁰ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154796.pdf

³¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153007.4.3%20Engineering.pdf

³² http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154804.pdf

準規格の策定と展開は、標準化におけるEUと米国を含む国際的な協力の基盤となり、EU・米
国間のエンジニアリング製品の貿易を促進する可能性があるとして、支持を表明している。

(5) 繊維

EUは、繊維に関する規制協力の重点を主として、取り扱い説明の記号の相互承認や新繊維の
名称など繊維・衣料品の表示での協力、製品安全性と消費者保護、検査方法の標準規格の策定
に置いている³³。

2016年7月に公表されたEUの付属書案は、繊維・衣料品に関する技術的要件や標準規格の取
れんを促進させることを目指している³⁴。同案には、EUと米国が、繊維・衣料品の国際的な標
準規格の調和に向けて、双方の標準化団体からのISOの作業への積極的な参加を促すことが盛り
込まれた。また、規制や適合性審査手続きの策定においては、ISO規格を考慮に入れるよう求め
ている。

(6) 自動車

EUは自動車に関する付属書案において、EUと米国の同等の標準規格を明らかにすること、
一部の規制の調和、グローバルな規制の策定、新規制の策定における協力を目標に位置付けて
いる³⁵。EUと米国が標準規格の同等性について合意できない場合、または合意することで双方
間の貿易が阻害される可能性がある場合には、国連欧州経済委員会（UNECE）の1998年協定
で合意した車両の技術規格のリストの拡充など世界技術規則の策定に取り組み、EU・米国以外
の国による採択も促すとしている。また、新技術や電気自動車など、規制が未策定の分野での
規制調和に向けた合意、新規制と新技術の研究に関する強調も目標に掲げている³⁶。

米国の自動車研究センター（CAR）は、米国自動車工業会（Alliance of Automobile
Manufacturers）の委託による調査報告書³⁷を、第14回交渉ラウンドの期間中の2016年7月13日
に公表した³⁸。CARが2014年のEUと米国の自動車市場を対象に行った調査によれば、双方の安
全規制の相違によって発生したコストは33億～42億米ドルであり、関税によるコスト（16億米
ドル）よりも高かったという。また、規制の取れんによるコンプライアンス費用の節減により、
自動車価格が低下し、選択肢が広がるため、消費者も恩恵を受けるという。

欧州自動車工業会（ACEA）のエリック・ヨナールト（Erik Jonnaert）事務局長はこの調査
報告書を受けて、自動車分野の規制の取れんは、TTIPの重要な優先事項と考えるべきだと強調

³³ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153011.4.8%20Textiles.pdf

³⁴ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154798.pdf

³⁵ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/july/tradoc_154799.pdf

³⁶ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153012.4.9%20Vehicles.pdf

³⁷ <http://www.cargroup.org/?module=Publications&event=Download&pubID=132&fileID=151>

³⁸ <http://www.cargroup.org/?module=News&event=View&newsID=185>

した。また、米国自動車工業会のミッチ・ベインウォル (Mitch Bainwol) 最高経営責任者 (CEO) は「規制の収れんには、安全性と手頃さ、雇用を最大化する可能性があることが確認された」とのコメントを、全米自動車政策会議 (AAPC) のマット・ブラント (Matt Blunt) 会長は「強いTTIPを妥結し、米国とEUの自動車安全規則の相違点を解消した場合に、消費者と自動車メーカーにどれだけの節約効果があるのか示された」とのコメントを寄せた³⁹。

自動車分野については、このほかにも、ダイムラーのザビーネ・ヨスト=ハイル (Sabine Jost-Heil) 貿易・産業政策担当上級マネージャーが2016年7月20日付で、在EU米国商工会議所 (AmCham EU) のブログに寄稿し、欧州の自動車業界とダイムラーにとっての、TTIPの意義を強調⁴⁰。TTIPによる関税撤廃や規制の収れんなど非関税障壁の削減が実現すれば、消費者の選択肢拡大や価格の引き下げ、関連輸出産業の雇用拡大につながると指摘した。さらに、TTIPは、EUにとってグローバル化や、国際規格の策定をリードする機会を提供するとの認識を示した。

この他、TTIP全体に関する産業界の意見として、AmCham EUは2016年9月5日に、ビジネスヨーロッパや欧州商工会議所連合会 (EUROCHAMBRES)、デジタル・ヨーロッパ (DIGITAL EUROPE) など16の産業団体と共同で、TTIP交渉への強い支持を表明。TTIPが妥結すれば、EU・米国間の投資や商品・サービス貿易が促進され、あらゆる規模の企業、労働者、消費者が恩恵を受けると述べた。また、同協定はEUと米国が世界標準の貿易と投資のルールを策定する機会となると強調した⁴¹。

なお、AmCham EUは2016年1月27日に、スイスのベルン大学世界貿易研究所 (WTI) に委託した、TTIPがEU各加盟国に与える経済的影響に関する調査報告書を公開した⁴²。同報告書によると、TTIP締結によるEU加盟国への経済的影響は、対GDP比でマイナス0.3%から1.6%、輸出の拡大は5%~116%になると試算している。また、TTIPによる恩恵が大きいEU加盟国はリトアニアやオーストリア、ベルギー、アイルランドなどで、マルタではGDPが減少する可能性がある結論付けた。

³⁹ <http://www.acea.be/press-releases/article/billions-could-be-saved-each-year-through-automotive-safety-regulatory-conv>

⁴⁰ <http://amchameu.blogactiv.eu/2016/07/20/ttip-could-mean-cheaper-cars-faster-innovation-and-more-jobs-here-in-the-eu/>

⁴¹ <http://www.amchameu.eu/media-centre/press-releases/business-groups-express-their-continued-support-ttip-negotiations>

⁴² <https://cld.bz/bookdata/McveF5p/basic-html/page-1.html>

III. TTIPに関する調査と交渉を取り巻く課題

1. TTIPに関する調査研究

2016年5月と7月に、TTIPに関する調査報告書が公表された。両報告書は、それぞれTTIPの規制面と経済面を分析している。

(1) EUと米国の規制協力に関する調査報告書

米国のジョージ・ワシントン大学規制研究センターは2016年5月に、EU資金を活用して作成したEUと米国の規制協力に関する調査報告書⁴³を公表した⁴⁴。この報告書は、TTIPにおける緊密な規制協力の達成に向けた、EUと米国の課題と機会に光を当てたものだ。

同報告書は、2009年に欧州委員会が委託した調査報告書⁴⁵による、非関税障壁の50%を削減することにより、EU側で年1,220億ユーロ、米国側で年410億ユーロの経済効果が得られるとする試算を紹介し、規制協力によってもたらされる恩恵を強調。米国の3規制当局⁴⁶とEU側のカウンターパートの間で、規制協力が実際にどのように機能してきたかを評価した。また、具体事例に基づいて、他の政府機関のための緊密な規制協力のモデルを提示した。米国とEUの間で、規制制度に相違があるものの、二国間・多国間の枠組みで双方の規制当局がどのように協力し、成果を挙げたかを示した。

報告書は、規制当局が規制協力から得られる利点として、規制策定の基礎となるデータの共有や、代替策の調査や専門分析などの費用分担による負担軽減、順守・執行の負担軽減による規制の効果向上を挙げている。一方、同報告書によると、調査対象となった規制機関は、ルール策定における主体性の喪失や、必要なデータの所在がしばしば不明確であること、機密データの漏えい、米国の規制当局が民間コンセンサス標準⁴⁷の活用を求められていることを懸念として挙げたという。

⁴³ <https://regulatorystudies.columbian.gwu.edu/us-eu-regulatory-cooperation-lessons-and-opportunities>

⁴⁴ <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1493>

⁴⁵ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/december/tradoc_145613.pdf

⁴⁶ 運輸省 (DOT) と食品医薬品局 (FDA)、消費者製品安全委員会

⁴⁷ voluntary consensus standards、開放性と利害のバランス、正当な手続きが保証されたプロセスを通じて策定される、民間標準。例えば、次の資料などを参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000052186.pdf

(2) TTIP の持続可能性に関する影響評価

欧州委は2016年7月に、コンサルティング会社ECORYSに委託した、貿易の持続可能性に関する影響評価（SIA）に関する中間技術報告書を公表した⁴⁸。この報告書は、TTIPによる経済的・社会的・環境的な影響の可能性について概要をまとめ、TTIPの恩恵を拡大し、悪影響を減らすための政策提言を最後に示している。

報告書ではTTIP承認後の、次の2つのシナリオに基づき、その影響を試算している⁴⁹。

- **あまり野心的でない協定**：98%の関税撤廃、加工食品を除く商品とサービス両方における非関税障壁の10%を撤廃、公共調達における非関税障壁の25%を撤廃
- **野心的な協定**：関税の100%、加工食品を除く商品とサービス両方における非関税障壁の25%、公共調達における非関税障壁の50%を撤廃

報告書による、野心的な協定シナリオに基づくTTIPの経済的恩恵の試算は次の通り。

- GDPは、EUで年0.5%、米国で年0.4%拡大する
- 国民所得はEUと米国の双方で年0.3%拡大する
- 労働者の賃金は、EUでは高技能労働者と低技能労働者についてともに最大0.5%上昇し、米国では高技能労働者については0.3%、低技能労働者については0.4%上昇する
- 総輸出はEUで8.2%、米国で11.3%拡大する
- EUから米国向けの輸出は27%、米国からEU向けの輸出は35.7%拡大する

同報告書は、TTIPの批准による各産業分野への影響も示している。欧州では革製品・繊維・衣料、自動車、飲料・タバコ、水上輸送などの産業分野が拡大する（表2）。これらの分野では、関税と非関税障壁の撤廃による利益が大きいという。一方、米国では、最も伸びるのは非鉄金属、その他食肉、その他機械、コメ、繊維の各分野と予想される（表3）。雇用水準の変化は、各分野の生産割合に連動すると予想される。

また、野心的な協定シナリオに基づくEU加盟国ごとの恩恵は、各国の米国との経済統合の度合いや、強みとする産業によって異なるという。アイルランドやベルギー、リトアニア、オーストリアなどが多くの恩恵を受ける一方、マルタやポーランドが受ける恩恵は少ないとしている（ただし、同報告書によると、この試算は、非関税障壁の撤廃による加工食品の輸出増を考慮していないため、ポーランドは多くの恩恵を受ける可能性があるという）。

⁴⁸ <http://www.trade-sia.com/ttip/wp-content/uploads/sites/6/2014/02/TSIA-TTIP-draft-Interim-Technical-Report.pdf>

⁴⁹ 両シナリオは、TTIPに関する経済政策研究センター（CEPR）の調査によるもので、ECORYSの調査報告書は「TTIPの影響に関して最も信頼できる経済的な見方」としている。詳しくは以下を参照。
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc_150737.pdf

表 2：「野心的な協定シナリオ」に基づく TTIP の EU の産業への影響（一部）

産業分野	影響（TTIP が締結されない場合の 2030 年の予測値に対する増減）
革製品・繊維・衣料	1.8～2.7%増
自動車	1.5%増
飲料・タバコ	1.1%増
水上輸送	0.9%増
保険	0.8%増
電機	7.9%減
非鉄金属	3.0%減
鉄鋼製品	2.5%減
その他食肉	1.0%減
金属製品	0.8%減

出所：欧州委委託調査報告書

<http://www.trade-sia.com/ttip/wp-content/uploads/sites/6/2014/02/TSIA-TTIP-draft-Interim-Technical-Report.pdf>

表 3：「野心的な協定シナリオ」に基づく TTIP の米国の産業への影響（一部）

産業分野	影響（TTIP が締結されない場合の 2030 年の予測値に対する増減）
非鉄金属	3.2%増
その他食肉	2.2%増
その他機械	1.5%増
コメ	1.1%増
繊維	0.6%増
自動車	2.9%減
飲料・タバコ	2.6%減
電機	2.4%減
鉄鋼製品	1.4%減
金属製品	1.1%減
保険	0.5%減

出所：欧州委委託調査報告書

<http://www.trade-sia.com/ttip/wp-content/uploads/sites/6/2014/02/TSIA-TTIP-draft-Interim-Technical-Report.pdf>

社会的な影響を見ると、米国では TTIP により、賃金格差が縮小する。また、EU と米国の双方で賃金が上昇するが、EU では消費者物価が上昇する。EU でエネルギー需要が 0.2%拡大し、二酸化炭素の排出は EU で 0.2%、米国で 0.3%増加すると試算している。

2. 一部のEU加盟国のTTIP懐疑論とその波紋

フランスのマティアス・フェクル貿易・観光振興・在外フランス人担当相は2016年7月5日、多くの分野において米国側の提案を待っている状態にあるとして、2016年中のTTIPの締結は不可能だと発言した。また、同国のマニユエル・バルス首相も、TTIPに対する不満の高まりを受けて、同協定は「ポピュリズムに悪用」されかねず、欧州経済に悪影響を及ぼしかねないと発言した⁵⁰。さらに、フランソワ・オランド大統領も8月30日にTTIPについて「交渉は行き詰まっており、交渉ポジションは順守されず、明らかに不平等だ」と述べ、2017年1月までのバラク・オバマ大統領の任期中の交渉妥結の可能性を否定した⁵¹。

加えて、ドイツのジグマール・ガブリエル副首相兼経済・エネルギー相は、2016年8月28日に同国の公共放送で「誰も認めようとしませんが、米国との交渉は実質的に決裂している」との見解を示した。さらに、同相は、欧州委と米国の交渉担当者が合意できた分野はないと指摘し、EU側は欧州の生活様式に反するような米国の提案に応じるべきではないと語った⁵²。

これに対して、欧州委のイグナシオ・ガルシア＝ベルセロTTIP首席交渉担当官は8月29日に、ガブリエル副首相兼経済・エネルギー相の発言は大袈裟すぎると批判⁵³。また、米国通商代表部（USTR）のマイケル・フロマン代表も8月31日に、貿易交渉の進展は交渉が完了した分野の数で測ることはできないと強調した⁵⁴。また、ドイツのアンゲラ・メルケル首相も2016年9月9日に、TTIPの交渉継続を引き続き支持すると断言した⁵⁵。

こうした政界での議論を受けて、ビジネスヨーロッパ（欧州産業連盟）は8月30日に声明を発表。世界最大級の経済圏同士による、野心的かつ未来志向の貿易・投資協定の合意に困難が伴うのは当然だが、その労力に見合う成果が期待できることもわかっていると指摘。加盟国レベルで政治的な制約が生じようと、交渉を前進させる必要があると主張した⁵⁶。また、米国とEUに拠点を持つ企業の産業団体・環大西洋ビジネス評議会（TABC）も、ガブリエル副首相兼経済・エネルギー相の発言は、EUと米国が続ける交渉妥結に向けた努力に反すると懸念を表明した。TABCのティム・ベネット（Tim Bennett）事務局長・CEOは、2016年中の交渉妥結は難しいと認めつつも、TABC会員企業は交渉の支持で合意していると発言。加えて、欧州のNGO

⁵⁰ <https://www.euractiv.com/section/trade-society/news/ttip-impossible-in-2016-french-minister-says/>

⁵¹ <http://www.elysee.fr/declarations/article/discours-du-president-a-l-occasion-de-la-semaine-des-ambassadeurs-5/>

⁵² <https://www.zdf.de/politik/berlin-direkt/zdf-sommerinterview-mit-sigmar-gabriel-102.html#/beitrag/video/2822508/ZDF-Sommerinterview-mit-Sigmar-Gabriel>

⁵³ <https://www.theguardian.com/business/2016/aug/29/eu-trade-negotiator-talks-down-ttip-failure-report-sigmar-gabriel>

⁵⁴ <http://www.spiegel.de/wirtschaft/unternehmen/ttip-us-handelsbeauftragter-michael-froman-widerspricht-sigmar-gabriel-und-warnt-die-eu-a-1110204.html>

⁵⁵ <http://www.euractiv.com/section/trade-society/news/merkel-lets-keep-negotiating-ttip/>

⁵⁶ <https://www.businesseurope.eu/publications/ttip-negotiations-must-go>

などが示した「TTIPに対する数々の異議」の一部は妥当で対策が必要だが、その大部分は最終テキストがまとめれば杞憂に終わるだろうと強調した⁵⁷。

2016年9月23日にブラチスラバで開催された、非公式のEU外相理事会（通商担当）では、EUの通商担当相がTTIPを含む通商交渉について協議。会議後に議長を務めたスロバキアのペテル・ツィガ経済相は、2016年中のTTIP交渉妥結は非現実的とし、「合意のスピードよりも質が重要だ」との認識を示した⁵⁸。報道によると、イタリアやスペイン、英国など10カ国を超える加盟国がTTIPへの支持を表明した。しかし、フランスのフェクル貿易・観光振興・在外フランス人担当相やオーストリアのラインホルド・ミッターレーナ 副首相兼科学・研究・経済相が、TTIP交渉の「リセット」を求めるなど、批判的な見方もあった⁵⁹。

一方、米国側でも、連邦議会の上院財政委員会のオリン・ハッチ（Orrin Hatch）委員長と下院歳入委員会のケビン・ブレイディ（Kevin Brady）委員長が2016年10月3日付でUSTRのフロマン代表宛てに書簡を送付。強力かつ野心的なTTIPの締結による米国とEUの経済・通商関係の強化を支持しつつも、「米国にとっての優先事項について、EU側が交渉に乗り気でないこと」に懸念を表明した⁶⁰。同書簡における主な主張は次の通り。

- ・ 全製品に対する関税の全廃に、EUが取り組んでいるように見えない。
- ・ EUは、サービスの重要分野を除外しようとしている。
- ・ TTIPには、デジタル貿易の明確かつ実効可能な取り組みが必要だが、国境を超えるデータの流れや、サーバーの立地などについて、EUは意味のある約束をしていない。
- ・ SPSにおいて十分な進展が見られない上、EUが農産品の地理的表示（GI）保護を協定に盛り込み、EUのGI保護制度を（米国を含む）他国に輸出しようとしているため、交渉が難航している。
- ・ EUは、TTIPに効果的な投資に関する紛争解決に向けた、適切なメカニズムを含めることを明らかに望んでいない。
- ・ 協定には、高水準の知的財産権保護に関する条項を盛り込み、金融サービス分野などの規制慣行について、透明性と協力、一貫性を向上させるものでなくてはならない。

その上で、同書簡は、EUによる「人質行為やその他の引き延ばし作戦」が、「EU側の指導者が年内に包括的な協定を締結する上で無力や不本意を表明する」事態を招いていると批判した。

2016年10月7日、第15回ラウンド交渉終了後の記者会見において米国のダン・マラニー主席交渉担当官は「（2017年1月20日までの）米国の現政権の残りの期間で、双方が成し遂げられる

⁵⁷ <http://www.transatlanticbusiness.org/wp-content/uploads/2016/08/TABC-Press-Release-TTIP-Negotiations-Have-Not-Failed-and-Are-Not-Dead.pdf>

⁵⁸ <http://www.eu2016.sk/en/press-releases/trade-ministers-discuss-ttip-and-ceta>

⁵⁹ <http://www.euronews.com/2016/09/23/eu-trade-ministers-consider-troubled-transatlantic-pacts-in-bratislava>

<http://www.euractiv.com/section/trade-society/news/austria-france-propose-restarting-ttip-under-new-name/>

⁶⁰ <http://waysandmeans.house.gov/wp-content/uploads/2016/10/Brady-Hatch-TTIP-ltr-oct-2016.pdf>

ことは多くある」と発言⁶¹。EUと米国は当初、2016年中の交渉妥結を掲げていたため、この発言は一部報道で、TTIP懐疑論の波紋のため、2016年中の決着は難しいと認めた、と報じられた。また、一部では、11月8日に実施された米国の大統領選挙（後述）や、2017年に予定されているフランスやドイツでの選挙、今後の交渉日程が発表されていないこと（2016年11月現在）を考慮すると、2017年中の交渉進展は望めないという見方もある⁶²。

一方、TTIPを含む自由貿易協定に反対する世論の高まりも無視できない状況だ。例えば、欧州委員会が本部を置くベルギー・ブリュッセルでは、2016年9月20日にTTIPとEUとカナダの包括的経済・貿易協定（CETA）に反対するデモが実施され、約9,000人が参加した⁶³。このデモの主催者は、当初、反TTIPを掲げており、CETAは巻き込まれた形だ。主催者側は、TTIPとCETAに関する主な懸念として、ISDSによる政府の規制権限の弱体化、公共サービスの自由化・民営化、食品の品質低下、中小企業や小規模農家に対する悪影響などを挙げていた⁶⁴。

こうした世論の高まりに加えて、米国の重機製造大手キャタピラーは2016年9月2日にベルギー南部のワロン地域の生産拠点の閉鎖と、それに伴う約2,000名の集団解雇の意向を発表していた⁶⁵。ワロン地域政府は、一部市民の間で高まる多国籍企業や外国投資家に対する反感や警戒感を無視できなくなり、当初、2016年10月18日のEU外相理事会で決定される見込みだった、CETAの署名承認を拒否⁶⁶。ワロン地域政府とカナダ政府が妥協案を巡って直接交渉する異例の事態となるも、交渉は不調に終わり、2016年10月27日に予定されていた、カナダのジャスティン・トルドー首相の訪欧中止にまで発展した。

結局、10月27日に、CETAに「投資裁判所制度（ICS）とEUの諸条約との適合性に関する欧州司法裁判所（EHC）への諮問」などを盛り込んだ宣言を採択することで、同協定の署名に向けたベルギー国内の合意が成立⁶⁷。一連の騒動は、10月30日の同協定のEUとカナダによる署名で幕を下ろしたが⁶⁸、TTIPなど他の通商協定も含めて、一般市民を含めた合意形成の難しさを印象付ける結果となった。また、カレル・ドゥ・グヒュト前欧州委員（通商担当、ベルギー出身）はワロン地域政府のCETA署名反対をベルギーの国内政治の「茶番劇」と評しており⁶⁹、通商協定の締結が政治利用されるリスクも露呈したことになる。

⁶¹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2016/october/opening-remarks-us-and-eu-chief>

⁶² 例えば、次を参照。

<http://www.euractiv.com/section/trade-society/news/eu-us-negotiators-officially-drop-aim-of-concluding-ttip-in-2016/>

<https://euobserver.com/economic/135418>

⁶³ https://twitter.com/zpz_polbru/status/778270686057996288（ブリュッセル首都・イクセル地区警察発表）

⁶⁴ http://www.stopttip.be/-fr-?lang=fr#section_17

⁶⁵ <http://www.caterpillar.com/en/news/corporate-press-releases/h/caterpillar-contemplates-allocation-of-production-from-gosselies-belgium-to-other-manufacturing-facilities.html>

⁶⁶ ベルギーは連邦制を採っており、外交の場では連邦政府がベルギーを代表するが、通商協定の署名・批准にはワロン地域政府を含む、国内の地域政府などの承認が必要となる。

⁶⁷ http://www.rtbef.be/info/belgique/detail_voici_le_texte_de_l_accord_intra_belge_sur_le_ceta?id=9441568

⁶⁸ <http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-summit/2016/10/30/>

⁶⁹ http://www.tijd.be/nieuws/archief/Waals_non_tegen_Canada_rijdt_Belgie_en_EU_vast.9823016-1615.art

3. 英国のEU離脱 (BREXIT)

2016年6月23日に実施された英国の国民投票で、EU離脱 (BREXIT) 賛成派が多数を占めた。その後、7月に就任したテレーザ・メイ首相は10月に開催された保守党の党大会で、2017年3月末までにリスボン条約第50条に基づく、離脱に向けた正式な通告を行う意向を示した⁷⁰。

リアム・フォックス国際通商相は2016年7月に米国を訪問し、米国の高官や産業界に対して、英国はEUと米国の経済的・戦略的な関係を危機にさらすことはないとの約束をした。しかし、米国 USTR のフロマン代表はフォックス国際通商相に対して、英国とEUの将来的な関係の詳細が明らかになるまでは、二国間の貿易・投資協定について交渉を開始できないと述べた⁷¹。

2016年9月に中国・杭州で開催された世界主要20カ国 (G20) 首脳会議で、米国のオバマ大統領は英国のメイ首相に対して、両国間には依然として「極めて特別な関係」があり、米国は「EU離脱により英国を懲らしめることはない」と断言。しかし、オバマ大統領は「英国と即座に協定を結ぶため、大型経済圏との既存の交渉を脇に置くのは筋が通らない」として、米国にとって英国との通商交渉は優先事項ではないとの認識を示した。さらに、同大統領は、英国がEU域内にとどまる方が利益が大きいとの信念を繰り返し、米国にとっては「すでに多大な時間と努力を費やしてきたTTIP交渉を確実に進展させることが第一だ」と強調した⁷²。

EU側では、英国を除く加盟27カ国の首脳は、英国がリスボン条約第50条を発動するまでは、EU離脱をめぐるいかなる協定の交渉も行わない方針で一致している⁷³。また、英国は、EU離脱の実現までEU法に拘束されるため⁷⁴、英国はEU域外の第三国と個別に貿易協定の交渉を行うことは認められない。欧州委のジャン＝クロード・ユンケル委員長は2016年9月4日に掲載されたインタビューにおいても、このポジションを強調した⁷⁵。

⁷⁰ <http://press.conservatives.com/post/151378268295/prime-minister-the-good-that-government-can-do>

⁷¹ <http://www.ibtimes.co.uk/us-trade-head-michael-froman-asks-more-clarity-over-uk-eu-relationship-post-brex-it-before-starting-1572493>

<http://www.reuters.com/article/us-britain-eu-usa-trade-idUSKCN1052AG?il=0>

⁷² <https://www.theguardian.com/world/2016/sep/04/g20-theresa-may-warns-of-tough-times-for-uk-economy-after-brex-it>

ただし、2016年11月8日に実施された米国の大統領選挙で当選した、ドナルド・トランプ次期大統領は、2国間の通商協定の重視に加えて、英国と米国の関係を重要視しているため、オバマ大統領の英国との通商交渉よりもTTIPを優先させるスタンスが継続するかは不明だ。

<http://www.bbc.com/news/uk-politics-37941737>

⁷³ <http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2016/06/29-27MS-informal-meeting-statement/>

⁷⁴ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/06/24-joint-statement-uk-referendum/>

⁷⁵ <http://www.zeit.de/wirtschaft/2016-09/freihandelsabkommen-usa-eu-ttip-jean-claude-juncker>

4. 米国の2016年大統領選挙の結果

2016年11月8日に実施された米国の大統領選で勝利した、共和党のドナルド・トランプ候補は選挙戦中、自由貿易に対して批判的な姿勢を表明しており、米国での新政権成立後にTTIPの交渉が進展するかどうかは明らかではない。

トランプ次期大統領の姿勢は、従来の共和党の姿勢とも異なる。共和党は、貿易の障壁を撤廃する重要性を掲げ、概ね自由貿易協定を推進してきた⁷⁶。従来、共和党を支持している米国商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）⁷⁷も、NAFTAの経済効果やTPPにより期待される恩恵を挙げ、選挙期間中のトランプ次期大統領の発言を「完全に間違っただけのもの」と評していた⁷⁸。

しかし、トランプ次期大統領は、交渉がすでに終了した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について、2016年11月21日に、2017年1月の大統領就任と同時に離脱する意向を表明⁷⁹。また、北米自由貿易協定（NAFTA）についても、米国の製造業の雇用を守るために脱退も辞さない姿勢を示していた⁸⁰。

一方、EU側では、欧州委のユンケル委員長と欧州理事会（首脳会議）のドナルド・トゥスク常任議長が、選挙結果の公表と同時にトランプ次期大統領に書簡を送付。EUと米国は、「双方を結び付けるつながりが強く、恒常的であるように、努力を惜しむべきではない」と引き続きEUと米国の連携強化を訴えた⁸¹。しかし、欧州委のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）は2016年11月11日に、トランプ次期大統領がTTIPについて何を考えているのかは不明、としつつも、「TTIPはこれからはしばらくの間、凍結されるだろう。解凍されたときに何が起こるかについては、成り行きを見守っていく」との認識を示した⁸²。

また、TTIPの交渉開始時の通商担当欧州委員だったドゥ・グヒュト前欧州委員も2016年11月9日にベルギーのテレビ番組に出演し、「トランプ次期大統領の政策は非常に保護主義的であり、政治的コストが高いTTIPやTPPなどに自身のリソースをつぎ込むとは考えられない」と指摘。「TTIPは死んだ」との認識を示し⁸³、今後の交渉の進展について、悲観的な見方を示した。

⁷⁶ <https://www.theguardian.com/us-news/2016/jun/30/donald-trump-free-trade-foreign-policy-china-republicans>

⁷⁷ <http://www.factcheck.org/2014/02/u-s-chamber-of-commerce-2/>

⁷⁸ https://www.uschamber.com/above-the-fold/the-2013-trump-was-lot-better-trade-the-2016-version?utm_content=sf29873912&utm_medium=spreddfast&utm_source=twitter&utm_campaign=U.S.+Chamber+of+Commerce&sf29873912=1

⁷⁹ <http://www.nytimes.com/2016/11/21/us/politics/donald-trump-presidency.html>

⁸⁰ <https://www.theguardian.com/us-news/2016/aug/20/trump-clinton-free-trade-policies-tp>
<http://www.independent.co.uk/news/world/americas/us-elections/donald-trump-ttip-what-will-happen-if-he-wins-us-election-2016-trade-deals-a7369426.html>

⁸¹ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/11/09-tusk-joint-congratulations-us-president/>

⁸² <http://ec.europa.eu/avservices/video/player.cfm?sitelang=en&ref=I128612>
<http://www.reuters.com/article/us-usa-election-eu-trade-idUSKBN1361UN>

⁸³ <http://derefactie.be/cm/vrtnieuws.francais/Politique/1.2816689>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160095>

「EU米国の包括的貿易投資協定（TTIP）」に関わる
交渉進捗状況と交渉を取り巻く課題

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel.03-3582-5569